

第2 届出事項に関する細則

- 1 専有部分を譲渡した場合、管理規約第31条（届出義務）により、
「管理組合加入届」（様式第1）を直ちに提出すること。
- 2 専有部分を第三者に貸与した場合、管理規約第19条（専有部分の貸与）
により、「第三者使用に関する届出」（様式第2）を速やかに提出すること。
- 3 入居に際し、別途配布する「居住者名簿」の提出に協力すること。
- 4 次の指定銀行に預金口座を開設し、自動振替手続きを行うこと。

住友銀行／鳳支店

手続き完了次第、「預金口座振替依頼書」の写しを管理組合に提出すること。